

(施設受給者証の返還を求める場合の手続)

第九条の二十五 市町村は、法第十七条の十三第一項の規定により施設支給決定の取消しを行つたときは、次に掲げる事項を書面により施設支給決定身体障害者に通知し、施設受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第十七条の十三第一項の規定により施設支給決定の取消しを行つた旨

二 施設受給者証を返還する必要がある旨

三 施設受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の施設支給決定身体障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(身体障害者更生相談所の判定)

第十条 市町村は、居宅支給決定、支給量の変更若しくは居宅支給決定の取消し又は施設支給決定、身体障害程度区分の変更若しくは施設支給決定の取消しを行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所（法第九条第五項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。）の判定を求めるものとする。

(指定居宅介護事業者に係る指定の申請)

第十一 条 法第十七条の十七第一項の規定により身体障害者居宅介護に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
二	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
三	当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四	申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
五	事業所の平面図
六	事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
七	運営規程
八	利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
九	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十	当該申請に係る事業に係る資産の状況
十一	当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項
十二	その他指定に関し必要と認める事項
(指定デイサービス事業者に係る指定の申請)	
第十二条の二	法第十七条の十七第一項の規定により身体障害者デイサービスに係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
二	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
三	当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
五 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

（指定短期入所事業者に係る指定の申請）

第十一条の三 法第十七条の十七第一項の規定により身体障害者短期入所に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業所の種別（身体障害者福祉法の規定による指定居宅支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第〇号。以下「指定居宅支援等基準」という。）第六十五条第一項に規定する併設事業所（以下この条において「併設事業所」という。）又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）

六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定居宅支援等基準第六十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要

七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数、指定居宅支援等基準第六十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所者の定員

八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

九 運営規程

十 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定居宅支援等基準第七十六条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

（指定居宅支援事業者の名称等の変更の届出等）

第十一条の四 指定居宅支援事業者は、次の各号に掲げる指定居宅支援事業者が行う身体障害者居宅支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 身体障害者居宅介護 第十一条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで及び第十一条に掲げる事項

二 身体障害者デイサービス 第十一条の二第一号、第二号、第四号

(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第七号まで及び

第十一号に掲げる事項

三 身体障害者短期入所 第十一条の三第一号、第二号、第四号 (当

該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項(第七号に掲げるものについては、指定居宅支援等基準第六十五条规定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。)

2 前項の届出であつて、同項第二号及び第三号に掲げる身体障害者居

宅支援の利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該身体障害者居宅支援に係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3 指定居宅支援事業者は、当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し

、又は再開したときは、次に掲げる事項を当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止、休止又は再開した年月日

二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由

三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置

四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

(指定身体障害者更生施設等に係る指定の申請)

第十一条の五 法第十七条の二十四第一項の規定により指定身体障害者更生施設等(法第十七条の十第一項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。次条において同じ。)の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 施設の名称及び設置の場所

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 設置者の定款及びその登記簿の謄本又は条例等

五 併設する施設がある場合にあつては、当該併設する施設の概要

六 施設の管理者の氏名及び住所

七 運営規程

八 入所者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る施設訓練等支援費の請求に関する事項

十 その他指定に関し必要と認める事項

(指定身体障害者更生施設等の設置者の住所等の変更の届出)

第十一条の六 指定身体障害者更生施設等の設置者は、前条第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事項（第四号に掲げるものについては、当該指定に係る事業に関するものに限る。）に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定身体障害者更生施設等の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(国立施設への入所の申込み)

第十二条 法第十七条の三十二第一項の規定により、国立施設（法第七条の三十二第一項に規定する国立施設をいう。以下同じ。）に入所の申込みを行おうとする身体障害者は、当該国立施設の長が定める書類に、法第十七条の三十二第三項の規定により市町村から交付を受けた意見書を添付して、当該国立施設に提出しなければならない。

(国立施設への入所の要否に係る意見書の交付の申請)

第十二条の二 法第十七条の三十二第二項の規定により国立施設への入

所の要否に係る意見書の交付を申請しようとする身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 施設訓練等支援費の受給の状況

三 居宅生活支援費の受給の状況

四 当該申請に係る国立施設の名称

2 市町村は、意見書の交付に関し必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

(意見書の交付)

第十二条の三 市町村は、国立施設への入所の要否を判断したときは、当該申請を行つた身体障害者に対し、速やかに意見書を交付しなければならない。

2 市町村は、意見書の交付に当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めるものとする。

(入所の承諾等の通知)

第十二条の四 法第十七条の三十二第一項の規定により、身体障害者が入所の申込みを受けた国立施設の長は、入所の承諾を行つたときは、その結果を当該身体障害者及び当該身体障害者に係る意見書の交付を行つた市町村に通知しなければならない。入所の承諾を行わなかつたときも、同様とする。

(病院又は診療所の指定)

第十三条の三 (略)

(病院又は診療所の指定)

第十三条の三 (略)

2 法第十九条の二第一項の規定による都道府県知事の指定を受けよう

2 法第十九条の二第一項の規定による都道府県知事の指定を受けよう

とする指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四（略）

3
（略）

（担当する医療の種類の変更）

第十三条の五 令第五条の十三第二項の規定による承認の申請は、第十三条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書をその所在地の都道府県知事に提出することにより行うものとする。

第二十二条 令第二十八条第一項の規定により身体障害者更生援護施設の種類を変更し、又はその施設を休止し、若しくは廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一〇三（略）

第二十二条の三 令第二十八条第一項の規定により身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設を休止し、又は廃止しようとするとときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

とする指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四（略）

3
（略）

（担当する医療の種類の変更）

第十三条の五 令第五条の八第二項の規定による承認の申請は、第十三条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書をその所在地の都道府県知事に提出することにより行うものとする。

第二十二条 令第八条第一項の規定により身体障害者更生援護施設の種類を変更し、又はその施設を休止し、若しくは廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一〇三（略）

第二十二条の三 令第八条第一項の規定により身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設を休止し、又は廃止しようとするとときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(身分を示す証明書の様式)

第二十二条の五 法第十七条の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第十三号のとおりとする。

法第十七条の二十八第二項において準用する法第十七条の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第十四号のとおりとする。

3 法第三十九条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第十五号のとおりとする。

4 法第四十三条の三第二項により読み替えて適用された法第三十九条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第十六号のとおりとする。

(権限の委任)

第二十二条の六 法第四十三条の五第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一～五 (略)

(大都市の特例)

第二十四条 令第三十四条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(身分を示す証明書の様式)

第二十二条の五

1 法第三十九条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第十三号のとおりとする。

2 法第四十三条の三第二項により読み替えて適用された法第三十九条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第十四号のとおりとする。

(権限の委任)

第二十二条の六 法第四十三条の四第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一～五 (略)

(大都市の特例)

第二十四条 令第十一一条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第七条第二項
第八条第二項

都道府県知事

指定都市の市長

第七条第二項
第八条第二項

都道府県知事

指定都市の市長

第十二条の二
第十二条の三
第十二条の四第一項及
び第三項

第十二条の五
第十二条の六
第十三条の三
第十三条の五
第十三条の六
第十三条の七

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)
(略)
(略)
(略)
(略)

(中核市の特例)

第二十五条 令第三十四条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げ

(中核市の特例)

第二十五条 令第十一條第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げ

げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

るこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第七条第二項	都道府県知事
第八条第一項	中核市の市長
第十一条	
第十二条の二	
第十三条の三	
第十四条の三	
第十五条の五	
第十六条の五	
第十七条の六	
第十八条の三	
第十九条の五	
第二十条の六	
第二十一条の七	
(略)	

第七条第二項	都道府県知事
第八条第一項	中核市の市長
第十三条の三	
第十三条の五	
第十三条の六	
第十三条の七	
(略)	

(略)

<p>別表第一号 (2) (第一条関係)</p>
<p>(略)</p>

別表第十三号 (第二十二条の五関係)

(略)

別表第十四号 (第二十二条の五関係)

(略)

別表第十五号 (第二十二条の五関係)

(略)

別表第十六号 (第二十二条の五関係)

(略)

附則（経過措置）

「第〇条 いの省令の施行日前において社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第二百十一号。以下「改正法」といふ。）附則第二十七条第一号の規定に基づき行われる居宅支給決定（改正法第五条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下「」の条において「新法」という。）第十七条の五第三項に規定する居宅支給決定をいう。）に係る新法第十七条の五第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、第一条（注…身体障害者福祉法施行規則の改正）の規定による改正後の身体障害者施行規則第九条の六第一項及び第二項の規定にかかわらず、十八月間とする。